

富士見市都市計画マスタープラン

検討資料

2020年1月21日

目次

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって	1
1 計画の位置づけ	1
2 策定の目的	1
3 目標年次	1
4 計画の構成	1
5 都市の概況	1
6 近年の都市計画関連制度の動向	1
7 都市づくりの現状と課題	1
第1章 全体構想	3
第1節 まちづくりの理念や都市計画の目標	3
1 まちづくりの理念	3
2 都市計画の目標	3
3 目指すべき都市像	6
第2節 分野別方針	9
1 土地利用の方針	9
2 住環境整備の方針	13
3 交通体系の方針	16
4 水とみどりの方針 骨子	19
5 都市の防災に関する方針 骨子	21
6 景観形成に関する方針 骨子	23
第2章 地域別構想	25
1 (仮称) 地区	25
2 (仮称) 地区	25
3 (仮称) 地区	25
4 (仮称) 地区	25
5 (仮称) 地区	25
6 (仮称) 地区	25
7 (仮称) 地区	25
第3章 計画の進捗管理	25

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって

- 1 計画の位置づけ
- 2 策定の目的
- 3 目標年次
- 4 計画の構成
- 5 都市の概況
- 6 近年の都市計画関連制度の動向
- 7 都市づくりの現状と課題

第1章 全体構想

第1節 まちづくりの理念や都市計画の目標

1 まちづくりの理念

富士見市における今後のまちづくりの根幹的な考え方を、まちづくりの理念として設定します。

充実した日々

理想の“未来”を目指すため、「暮らし」、「つながり」を取り巻く、
良好な「生活環境」の形成と、力強い「成長の継続」を支えます

これからの新たなまちづくりの方針として、総合計画と都市計画マスタープランをまちづくり計画の両輪とし、「充実した日々」の実現という共通認識をもった計画として機能させるため、都市計画マスタープランでは第6次富士見市総合計画の理想の未来をまちづくりの理念として掲げます。

この理念は、個人としての「暮らし」、人と人とが創る「つながり」、それらを取り巻く「生活環境」が円（縁）となり、未来の“まち”を形づくるものと捉えています。また、「成長の継続」が力強く“まち”全体を押し上げるとともに、各要素が相互に作用することにより、誰もが充実した日々をすごせるまちにするという願いが込められています。

2 都市計画の目標

前章で整理した課題と上記の基本理念を踏まえ、「都市計画の目標」を、「都市づくりの目標」と「人口の将来展望」の二つの視点で定めます。

(1) 都市づくりの目標

本計画における都市づくりの目標を以下のとおり定めます。

目標1 「誰もが住みたい・住み続けたい」生活環境が整った暮らしやすいまちづくり

社会情勢の変化に対応し、身近な地域で生活利便施設の充実を図り、老朽化した都市基盤の改善を行うなど、全ての世代が安心して充実した生活を送れる、コンパクトなまちをつくります。

特に、高齢化の進展に伴って高齢者や、障がい者等が住み慣れた地域でいつまでも元気に活動できる都市空間を地域ごとに形成していきます。

また、若い世代にとっての住宅、身近な就業環境や子育てしやすい環境を充実して、住み続けられる環境が整ったまちをつくります。その結果、生活の場として選ばれ、住み続けたいと考える新たな居住者増加を目指します。

目標2 「キラリと光り成長を続ける」 魅力・活力が生まれる市民の拠点づくり

地域内で潜在化している資源や地域の特徴を、丹念に発掘し生かしつつ、駅周辺などの生活拠点の活性化へとつながるまちをつくります。

新たに生まれつつある道路交通幹線ネットワークにリンクして、産業・文化の魅力ある拠点を集約的に創出することで、市民活動を促進するまちをつくります。

そして市民が交流し、つながりを持った身近な社会の形成を目指します。

目標3 「誰もが移動しやすい」 安心・安全な交通の利用環境づくり

都市計画道路等の整備を推進し、スムーズに移動できる道路ネットワークが形成されたまちをつくります。道路ネットワークの形成にあたっては、歩行者や自転車交通にとってもバリアフリー化された環境整備など安全で快適な移動空間の確保に努めます。

そしてバス網の改善等を通じて地域公共交通網を充実し、交通利便性の高いまちをつくります。

目標4 「まちと自然が共存する」 自然環境を活かした地域資源を育むまちづくり

市街地内に位置する公園、生産緑地、斜面林、河川空間など身近な自然や、地域に永きにわたって蓄積してきた地域資源を有する空間を保全するとともに、適正に維持管理を行っていくまちをつくります。

田園地帯を形成する農地や広大な河川周辺空間を、新しいライフスタイルの中で価値を持つ「グリーンインフラ」と認識し、農業振興と一体となった自然環境が保全されたまちをつくります。

これらの自然環境を市民が身近な自然や歴史に触れる空間として活用し、市民の心に富士見市や地域への愛着や誇りが持てるまちを目指します。

目標5 「安全な暮らしを実現する」 自然災害に強い防災力の備わったまちづくり

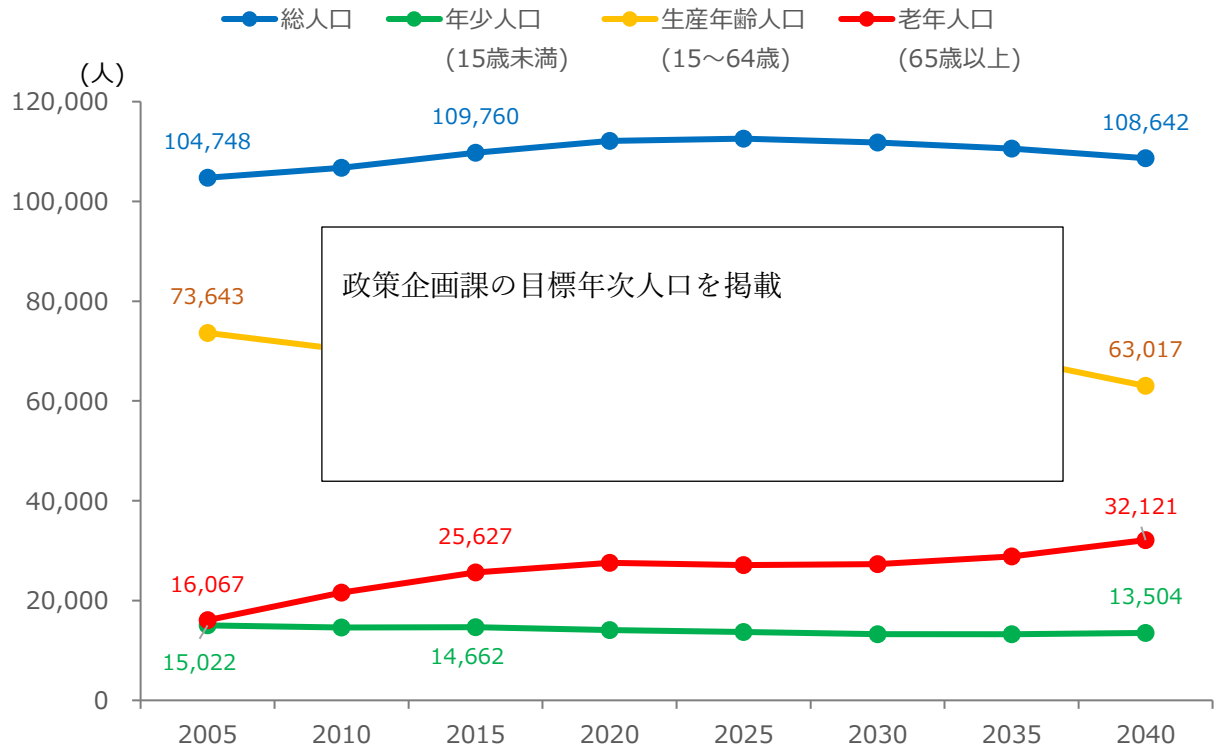
水害や地震等による大規模自然災害を想定した防災対策、被災からの復興事前準備への取り組みの推進などを通じ、早期に都市機能が復旧する災害に強いまちをつくります。

住宅密集地での防災・減災対策に取り組みつつ、市民や地域組織と協働した防災・減災対策を通じて地域社会での防災力を向上させ、防災体制の整ったまちをつくります。

(2) 人口の将来展望

国立社会問題・人口問題研究所が算出した出生率と生残率を使用して、人口の転出入がこれまでの動向と同じように進んだと仮定すると、都市計画マスタープランの目標年次（2040年）の総人口は、108,642人と予想されます。

本市では、第6次基本計画で定める目標人口を受け、●●●,●●●人を目標年次の人口と設定します。



3 目指すべき都市像

「まちづくりの理念」と「都市計画の目標」の実現に向けて、本市が目指す概ね 20 年後の目指すべき都市像（都市構造）と誘導方針を以下に示します。

(1) 基本的な考え方

都市構造は、市街地や集落地などの広がりを示す「土地利用」、商業や産業などの都市機能が集約する「拠点」、幹線道路や河川などの線的に伸びる「軸」により構成します。

(2) 土地利用

市街化区域では、全ての世代が暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくりを実現するため、鉄道駅やバスの利便性が比較的高い市街地の魅力の維持・向上を図ります。市街化調整区域では国道 254 号バイパス沿道などの本市のまちづくり発展のエンジンとなる産業系を中心とした都市的土地利用の検討、生産基盤と景観面で重要な役割を持つ田園地帯や集落地の保全を進めます。

<p>● 市街化区域の土地利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通ネットワークの形成を進め、生活環境が整った良好な市街地の維持や改善等による魅力の向上により、住み続けられる・住み続けたいまちを形成します。 ・安全性、快適性、利便性などに十分配慮し、市街地の形成、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に進め、安心して住み続けられるまちを形成します。
<p>● 市街化調整区域の土地利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤である優良な農地を保全します。 ・地域の核となる基幹的な集落では、密度や規模のまとまりの維持を図り、住み続けられる・住み続けたい集落地を形成します。 ・市民が自然的環境の中で憩い、楽しむことができる日常的なレクリエーション空間を充実します。
<p>● 土地利用転換を図る区域の土地利用（シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーン）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 254 号バイパスや国道 254・463 号バイパス沿道では交通の利便性を活かし、産業系を中心とした都市的土地利用を検討します。 ・周辺環境との調和に十分配慮しながら、市街化区域への編入等、計画的な市街地の整備を図ります。 ・シティゾーンの隣接地では、超長期的な視点で土地利用方針を検討します。

(3) 拠点

拠点については、歩いて暮らせるまちづくりを実現するため、鉄道駅周辺に日常生活に必要な都市機能の集積を進め、良好なまち並みの形成を進めます。また、国道沿道などにおいて行政機能や広域的な商業・業務・文化機能が集積するシティゾーンや、水谷柳瀬川ゾーンでは新たな都市機能の集積を進めるほか、びん沼や難波田城公園など本市の地域資源の活用を図ります。

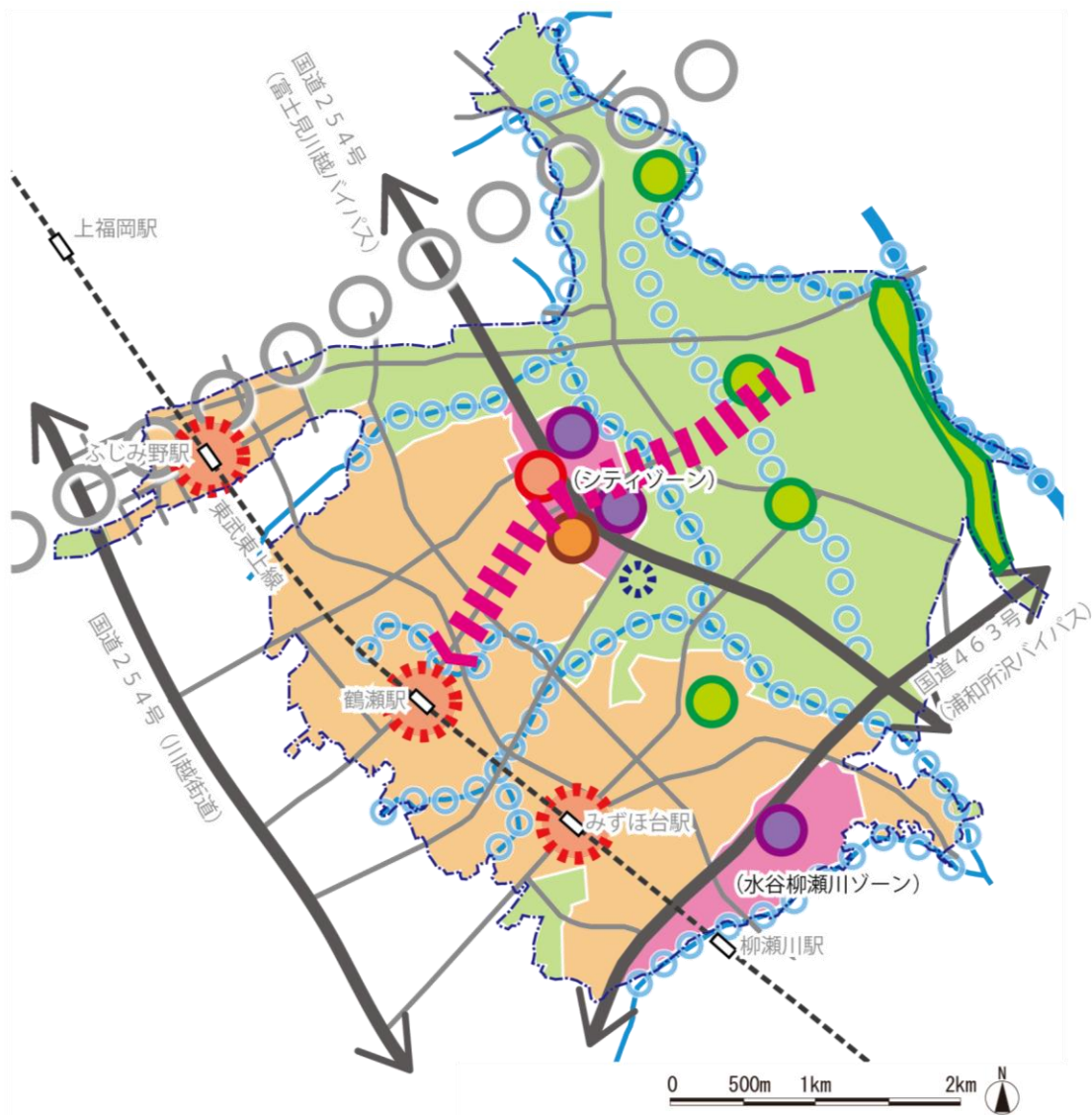
● 駅周辺拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に位置する3つの鉄道駅周辺は、商業、業務、文化等、日常生活の拠点にふさわしい多様な都市機能や、都市型住宅の立地を誘導することにより、機能強化を図ります。 ・まちの玄関口にふさわしい良好な街並みの形成を図ります。
● 広域商業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・広域圏を対象とした大規模な商業機能の維持を図り、市民や周辺都市の住民が集まる拠点の形成を図ります。
● 産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・シティゾーンのうち、富士見川越バイパス（国道254号）の東側エリアや水谷柳瀬川ゾーンでは、大規模な用地を必要とする産業施設の立地を誘導し、本市を代表する新たな産業の拠点を形成します。
● 自然・歴史拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・びん沼や難波田城公園、水子貝塚公園など市民や周辺都市の住民が豊かな自然を始めとした地域資源とふれあい、交流を促進する拠点を形成します。
● 行政・文化拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所、図書館、文化の杜公園など、公共公益施設が集まり、行政サービスの提供や、文化活動による交流を促進する拠点を形成します。

(4) 軸

市内外の結びつきや拠点間の連携を強化することで、土地利用や拠点のもつ機能が十分に発揮できるようにします。また、都市機能が充実した台地部と、自然環境が豊かな平地部を自転車や歩行者が回遊できる仕掛けをつくり、市民や周辺都市の住民が日常的に利用できる、身近で魅力的な都市骨格の形成を目指します。

● 道路交通軸	<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線道路および幹線道路の整備を進め、車交通のスムーズなネットワーク形成と安全な歩行者空間の形成を図ります。
● 都市交流軸	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴瀬駅周辺と市役所周辺、さらに荒川へと至る、都市と自然が共生する富士見市の代表的な空間を一つにつなぎ、良好な沿道景観の形成を図ります。
● 水と緑の軸	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や河川近くにある湧水、サイクリングロードなどをつなぎ、誰もが身近に水と緑の環境に親しむことのできる歩行者・自転車空間の形成を図ります。





● 都市構造図



<拠点>

-  駅周辺拠点
-  広域商業拠点
-  産業拠点
-  自然・歴史拠点
-  行政・文化拠点

<土地利用>

-  市街化区域
-  市街化調整区域
-  土地利用転換を図る区域
(シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーン)
-  (参考)土地利用検討地

<軸>

- (道路交通軸)
-  核都市広域幹線道路
 -  広域幹線道路
 -  幹線道路
 -  都市交流軸
 -  水と緑の軸
 -  行政界(市域界)
 -  鉄道駅
 -  河川

第2節 分野別方針

1 土地利用の方針

(1) 課題

- 若い世代、高齢者や障がい者等、誰もが安心でき魅力的な市街地の形成。
- 駅周辺市街地の生活利便機能充実による駅周辺拠点の形成。
- 新たな雇用を産む産業系土地利用の計画的立地誘導。
- 集落コミュニティの維持と無秩序な市街地拡散の防止。
- 農地や自然環境の保全。

(2) 基本方針

① 市街化区域の土地利用

- コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通ネットワークの形成を進め、生活環境が整った良好な市街地の維持や改善等による魅力の向上により、住み続けられる・住み続けたいまちを形成します。
- 安全性、快適性、利便性などに十分配慮し、市街地の形成、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に進め、安心して住み続けられるまちを形成します。

② 市街化調整区域の土地利用

- 生産基盤である優良な農地と集落内の環境を維持・保全します。
- 市民が自然的環境の中で憩い、楽しむことができる日常的なレクリエーション空間を充実します。

③ 土地利用転換を図る区域の土地利用(シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーン等)

- 国道 254 号バイパスや国道 254・463 号バイパス沿道では交通の利便性を活かし、産業系を中心とした都市的土地利用を検討します。
- 周辺環境との調和に十分配慮しながら、市街化区域への編入等、計画的な市街地の整備を図ります。
- その他、シティゾーンの隣接地では、超長期的な視点で魅力ある土地利用を検討します。

(3) 個別方針

① 産業業務系地区

(ア) 駅周辺商業地

- みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺は、市の顔にふさわしい拠点として、都市機能を集積し多様な人々の交流とにぎわいのある魅力的な市街地を形成します。
- 駅前に福祉施設や子育て施設等や都市型住宅を誘導します。
- 既存の商店街等では、日常生活を支える商業・サービス機能の維持・向上を図ります。

(イ) 産業施設誘導地

- 広域幹線道路沿道という立地条件を活かし、周辺環境に配慮しつつ、情報通信・流通・沿道サービス・教育・子育て・医療など、幅広い分野における都市的土地利用への転換を誘導し、就業の場や交流の場の確保を図ります。
- 周辺環境との調和に配慮しながら市街化区域への編入など、計画的な市街地の整備を図ります。
 - a シティゾーン
 - シティゾーンは、『市民が集まり交流が生まれる地区』を目指し、市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、更なる産業施設の誘導を検討します。
 - b 水谷柳瀬川ゾーン
 - 水谷柳瀬川ゾーンの内、針ヶ谷南地区は『医療・福祉サービスを集積する地区』を目指し、既存病院の拡張や福祉施設の集積・誘導を検討します。
 - 水谷地区は『人材と産業を育成する地区』を目指し、教育施設の立地誘導を検討します。
 - 浦和所沢バイパス（国道463号）沿道に産業施設、富士見橋通線沿道に沿道サービス施設の誘導を検討します。
 - 既存の小・中学校等の教育施設の周辺には、水辺・緑地・農地等を保全します。

② 住居系地区

- 住居系地区においては、地区計画制度等の建築物等に関するルールを活用など、計画的な市街地の誘導を行い、良好な住環境を形成します。
- 土地地区画整理事業によって計画的に整備された住宅地については、現在の良好な住環境を維持・保全します。

(ア) 低層住宅地

- 本市の郊外部に位置している地区は、静かでゆとりある低層住宅地を形成します。
- 民間開発等により住宅が密集している地域は、建て替えに合わせた前面道路空間の確保や、地区計画制度等の導入検討を行い、住環境の向上を図ります。

(イ) 中層住宅地

- 鉄道駅に比較的近い立地を活かし、戸建て住宅と中層の共同住宅などを中心とした住宅市街地を形成します。

(ウ) 複合住宅地

- 駅に近接する立地を活かし、日常の生活を支える商業・サービス機能と中高層の共同住宅が共存する利便性の高い住宅市街地を形成します。
- 住宅地とその他の土地利用が混在する地区では、周辺環境と調和した住宅市街地を形成します。

③ 田園・集落系地区

(ア) 集落地

- 周辺環境と調和したゆとりとうるおいのある住環境の形成や地域の活力の維持を図ります。
- 地域の核となる基幹的な集落では、集落内の空き地や空家対策を進め、密度や規模のまとまりの維持を図ります。
- 市街化調整区域で住宅開発を認める制度について、区域を縮小するなどの見直しを進めます。

(イ) 田園地

- 集落地を除く市街化調整区域は生産基盤としての農地を保全します。

(ウ) 水辺環境保全地

- 荒川沿いの近郊緑地保全区域からびん沼自然公園にかけての河川沿いの空間を今後も保全しつつ、市民や来街者の憩いの空間としての活用を図ります。

● 土地利用の方針図



駅周辺商業地	低層住宅地	集落地	広域幹線道路
産業施設誘導地	中層住宅地	田園地	幹線道路
(参考)土地利用検討地	複合住宅地	水辺環境保全地	鉄道駅
		河川	行政界(市界)

2 住環境整備の方針

(1) 課題

- 延焼による被害が想定される住宅密集地への対応。
- 住宅地の特性に応じた総合的な住環境づくり手法の導入。
- 空家、空き地の発生抑制と活用。

(2) 基本方針

- 密集市街地における住環境改善や都市のスポンジ化などの課題への対応を検討します。
- 公共施設等については、施設の長寿命化のため計画的な維持・管理等を行います。

(3) 個別方針

① 住環境の改善

(ア) 密集市街地の整備・改善

- 地震やそれに伴う火災等の災害に対して脆弱な密集市街地においては、住民の協力による狭あい道路の拡幅と、防災まちづくりに活かせる空地やすみ切り等の確保などの取り組みを進めます。
- 延焼による被害が想定される地区については、防火地域及び準防火地域の指定をするなど効果的な施策の実施を検討します。

(イ) 総合的な市街地整備

- 土地区画整理事業が進行している地区では、円滑な事業実施により基盤整備を進めるとともに、街路樹の充実などによる街並みづくりを進めます。
- 長期未整備となっている地区については、社会経済動向を踏まえ、事業のあり方について検討します。
- 市街地内の未利用地等の集約や、土地活用の促進を検討します。

(ウ) 空家・空き地の発生抑制、流通・利活用と適正管理

- 空家等に関する情報提供を通じて、建築物の円滑な継承を促進し、管理不全の空家の発生を抑制します。また、建築物の改修支援、空家バンクの運用により空家の利活用を促進します。
- 空き地の実態把握を行い、所有者への適正管理に向けた指導、空き地等の集約や利活用に向けた調整や地域による活用の促進をはじめとした、空き地対策について検討します。

(エ) 建築物等の高さ制限

- 住宅地内における高層建築物の建築による住環境への影響を抑えるため、建築物の高さに対する一定のルールづくりを検討します。

② その他公共施設等

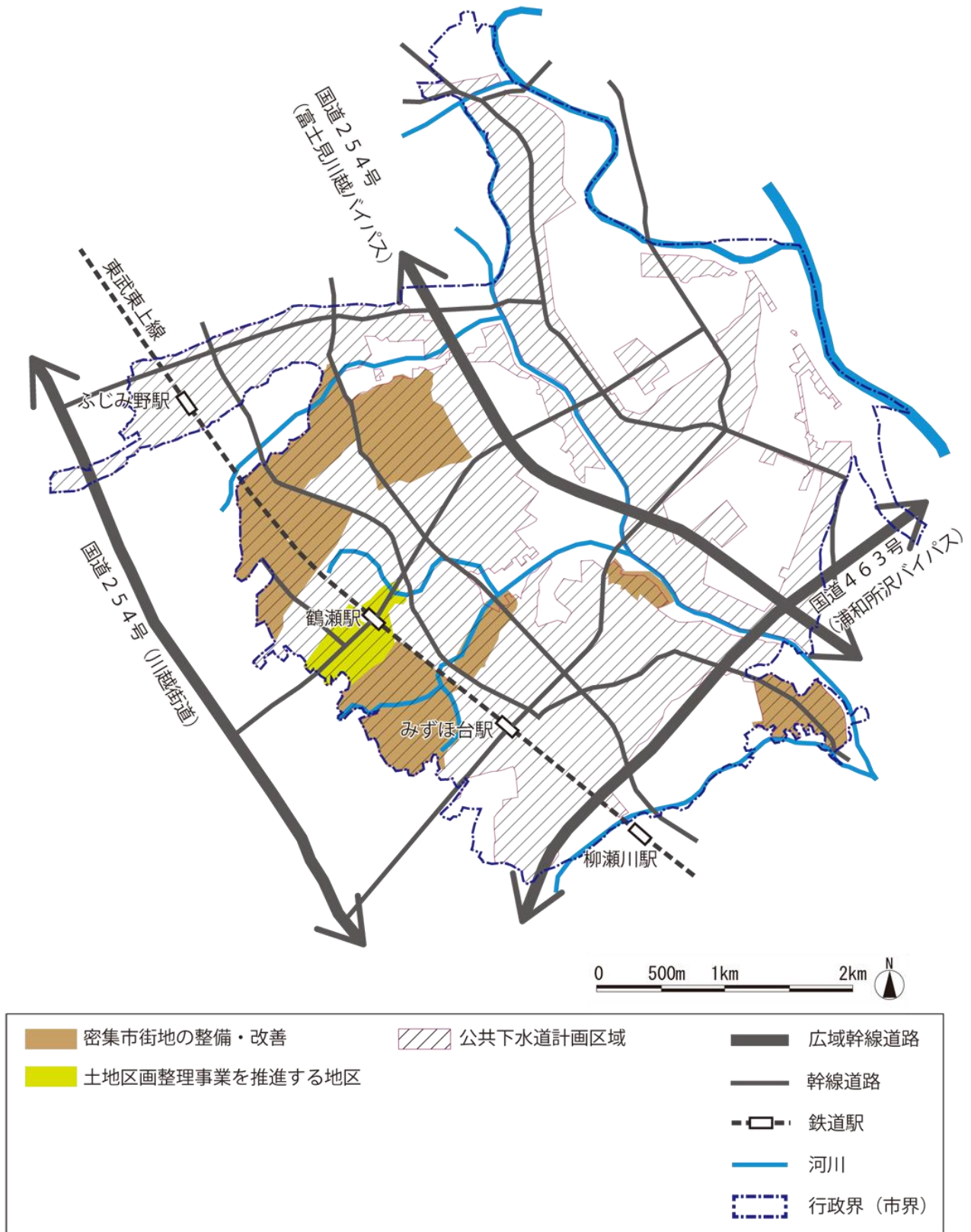
(ア) 公共施設の充実

- 既存の公共施設については、計画的な維持・管理を行い、長寿命化を図ります。また、全市的な公共施設の適正配置について検討します。
- 福祉施設など身近な施設では、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの導入を進め、子どもとお年寄りといった異なる世代の交流の場づくりを進めていきます。

(イ) 公共下水道等

- 公共下水道の未整備地域の整備促進を図りつつ、人口動向等を踏まえ、必要に応じた区域の見直しを行います。
- 既設の区域については適切な維持・管理、長寿命化を進めます。

● 住環境整備の方針図



3 交通体系の方針

(1) 課題

- 交通施設・公共交通のバリアフリー化。
- 誰もが便利に利用できるバスネットワークの充実。
- 鉄道駅やバス停から遠い地域における地域公共交通の検討。
- 市域南部を中心とした渋滞箇所の解消。
- 都市計画道路の整備推進と長期未整備路線のあり方の検討。
- 鉄道による東西分断の解消。
- 歩行者や自転車が安全に通れる道路ネットワークの形成。

(2) 基本方針

- 幹線道路や主要生活道路などの整備と、既設道路の適正な維持・管理を行い、誰もが安全でスムーズに移動できる道路ネットワークを形成します。
- 少子高齢化を背景として、歩行者空間の確保やバリアフリー化、鉄道とバスネットワークなどによる利便性の高い地域公共交通網を形成し、誰もが移動に苦勞しない都市の実現を目指します。

(3) 個別方針

① 鉄道駅周辺

(ア) 鉄道及び道路の整備による東西交通の強化

- 鉄道による東西分断を解消するため、既存の踏切については、歩道拡幅による改善を検討しつつ、今後とも東武東上線の連続立体交差化を要望していきます。

(イ) 駅前広場や駅周辺の交通施設の整備

- 鶴瀬駅周辺では、東口土地区画整理事業の中で、駅前広場を整備していきます。また、駐車場の確保を検討します。
- みずほ台駅・ふじみ野駅周辺では、交通結節点としての機能の向上を目指し、駐輪場・駐車場の設置を検討します。

② バス交通システム等の充実

(ア) バスネットワークの充実

- バス事業者と市の連携により、より広域で利用しやすいバスネットワークの形成を検討します。

(イ) デマンド交通の導入検討

- 富士見市デマンドタクシーの運行状況を踏まえ、新たな公共交通の導入を検討します。
- 最新技術の開発動向を踏まえ、本市における次世代の公共交通のあり方について検討します。

③ 広域幹線道路・幹線道路の整備

(ア) 他都市と結ぶ広域な幹線道路の整備

- さいたま新都心と富士見市方面を結ぶ核都市広域幹線道路の整備を要望していきます。

(イ) 幹線道路の整備と都市計画道路のあり方検討

- 都市計画道路の未整備区間の整備を推進し、体系的な道路ネットワークの形成を進めます。
- 将来の交通需要等を踏まえ、整備の内容・必要性を検討し、効率的・効果的な整備を進めます。

④ 生活道路の整備

(ア) 生活道路の整備

- 歩行者が多い主要な生活道路では、歩道やグリーンベルトの設置などによって歩行者の安全性を確保します。
- 歩行者空間の確保に向けては、電線類の地中化や水路上の空間活用を検討します。
- その他の住宅地内の生活道路については、狭あい道路の解消を進めつつ、交通安全性に配慮し、通過交通対策等を検討します。

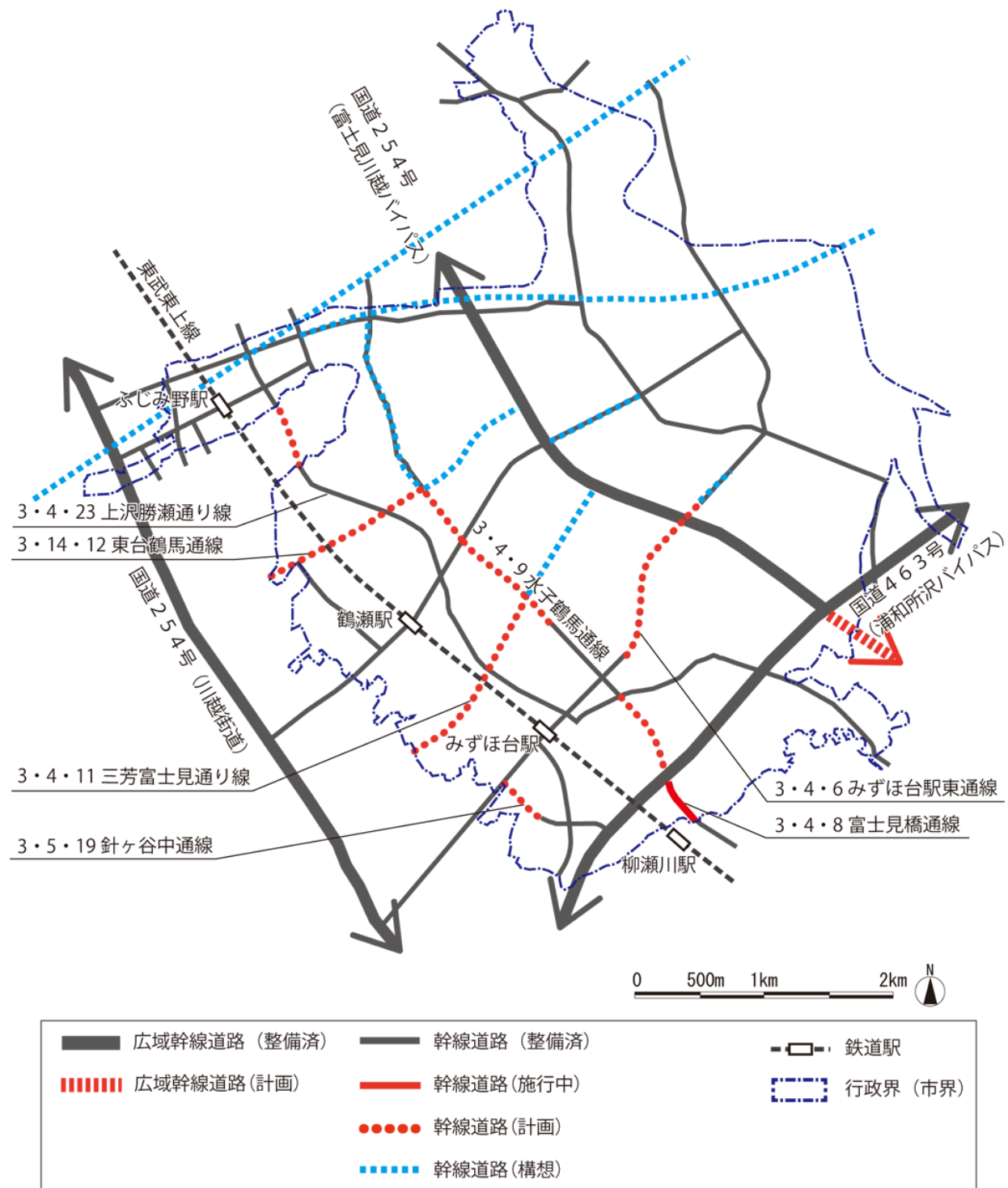
(イ) 歩行者空間のバリアフリー化

- 歩道などのバリアフリー化を進め、誰もが歩きやすく、移動しやすい歩行者空間を確保します。
- 特に鉄道駅及び駅周辺、通学路、公共施設周辺において優先的に進めます。

⑤ 自転車走行空間の確保

- 道路の状況や自転車通行量等の状況を踏まえつつ、自転車道又は自転車専用通行帯等の設置を促進し、自転車が安全に走行できる空間確保を図ります。

● 交通体系の方針図



4 水とみどりの方針 **骨子**

(1) 課題

- 自然や歴史的な地域資源を身近に感じられる環境の創出と市民生活との関わり方の顕在化。
- 公園不足地域の解消と施設が老朽化した公園の計画的な改修・修繕。
- 生産緑地の保全及び活用と解除に備えた適切な土地利用の誘導。
- 樹林所有者の高齢化に伴う適正な維持管理の困難化。
- 地域の自然や歴史の保全活動ボランティアの発掘と育成。

(2) 基本方針

- 農地や樹林、河川空間などを地域住民のふれあいの場として再生する。

(3) 個別方針

① 水と緑の軸の形成

- 新河岸川や柳瀬川、江川などの親水空間づくりを進め、河川沿いの遊歩道を形成する。
- 水子貝塚公園、難波田城公園、新河岸川、榛名神社などを旧道や花の道などでつなぎ、自然資源や歴史資源を巡る散策路を設定する。また、三芳町やふじみ野市との連携を進める。
- 水と緑の軸上に設定したサイクリングコースを活用し、自転車で市内の観光を楽しめるような仕組みを検討する。

② 自然と歴史と文化の交流拠点

- びん沼自然公園周辺地域の整備を推進し、交流拠点を形成する。
- 水子貝塚公園や難波田城公園など歴史性を有する公園の活用を進める。
- 公園緑地不足地区において、優先的に公園を整備する。
- 湧水や雑木林、既存の樹木などを活かした自然豊かな公園や広場を整備する。
- 乳幼児が遊べる遊具や高齢者の憩いの場となる身近な公園整備を進める。

③ 身近な自然と歴史文化の保全・創出・活用

(ア) 水と緑の保全・創出・活用

- 残された湧水を保全していく仕組みを検討する。
- 社寺林や緑豊かな斜面林、雑木林などを保全する。
- 開発の際に、緑地の確保を誘導する。

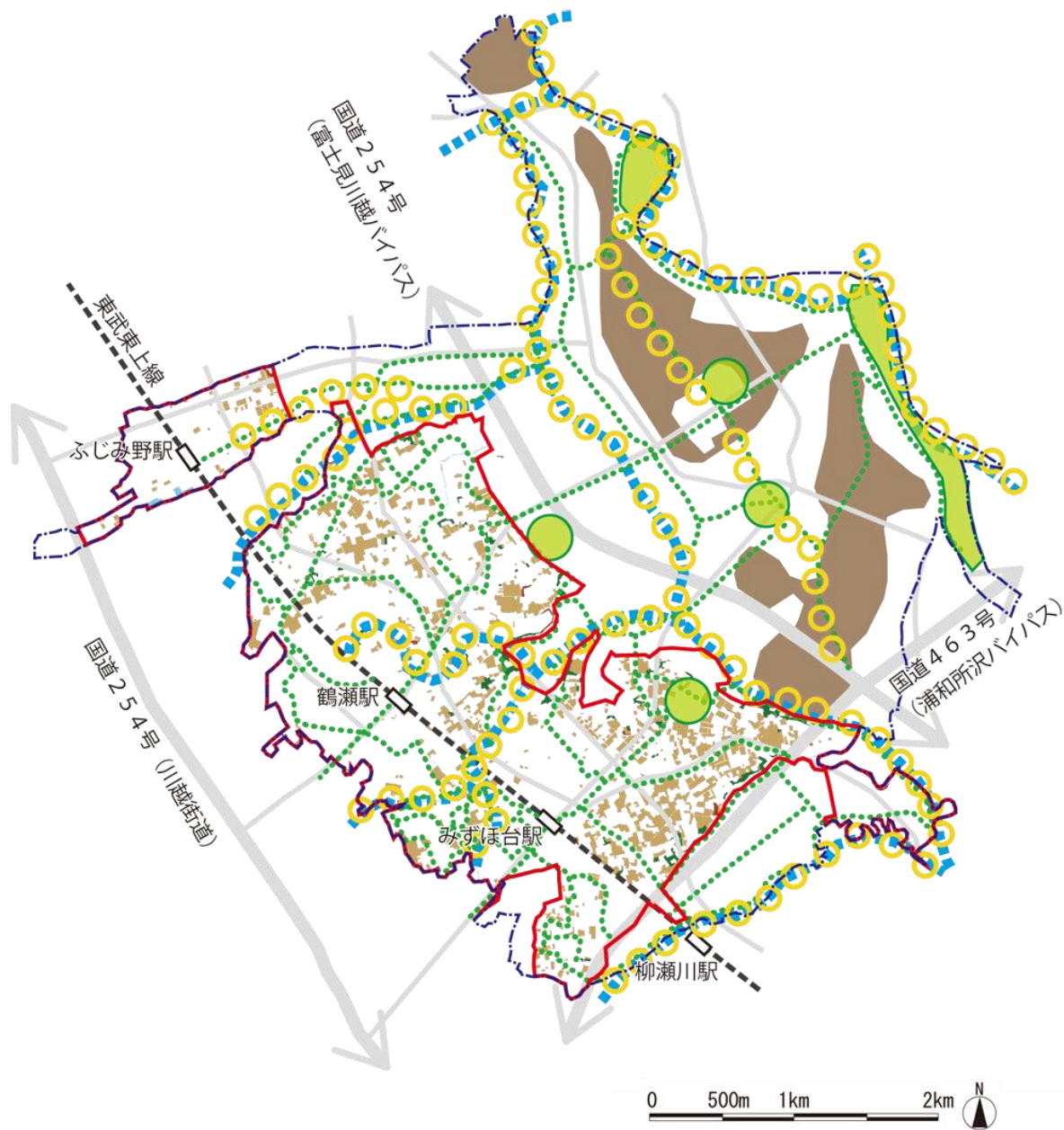
(イ) 農地の保全・活用

- 農地の保全と活用に努める。
- 生産緑地地区の保全や活用に努めるとともに、解除に備え小規模土地区画整理事業を活用するなど、適切な土地利用の誘導策を検討する。

(ウ) 歴史的資源の保全・創出・活用

- 旧道や歴史的資源に関わる場所で新たな市街地開発が計画される場合には、保全や活用を検討する。

●水とみどりの方針図



●●● 水と緑の軸	<市街化区域>	— 広域幹線道路
— 河川沿いの遊歩道	■ 田	— 幹線道路
●●● 公園や歴史資源などを結ぶ散策路	■ 畑	— 鉄道駅
● 自然と歴史の文化交流拠点	■ 山林	■ 市街化区域
	<市街化調整区域>	— 行政界（市界）
	■ 集团的農地	

5 都市の防災に関する方針 **骨子**

(1) 課題

- 地震・火災に弱い密集市街地に対して、速効性のある効果的な施策の立案と実施。
- 発災時に機能する拠点的空間の整備。
- 水害に弱い沖積低地における市街化調整区域における、住居系建築物の拡散防止。
- 発災時の緊急避難等に役立つインフラの整備。
- 平時からの備えとしての準備行動と人的ネットワークの形成。

(2) 基本方針

- 防災・減災対策に取り組み、地域の防災力を向上させるとともに、早期に都市機能が復旧する災害に強い都市をつくる。

(3) 個別方針

① 地震・火災に強いまちづくり

- 密集市街地の整備改善を推進する。
- 建築物の不燃化促進のために準防火地域の指定を検討する。
- 公園における防災機能を強化する。
- 建築物の耐震化を促進する。

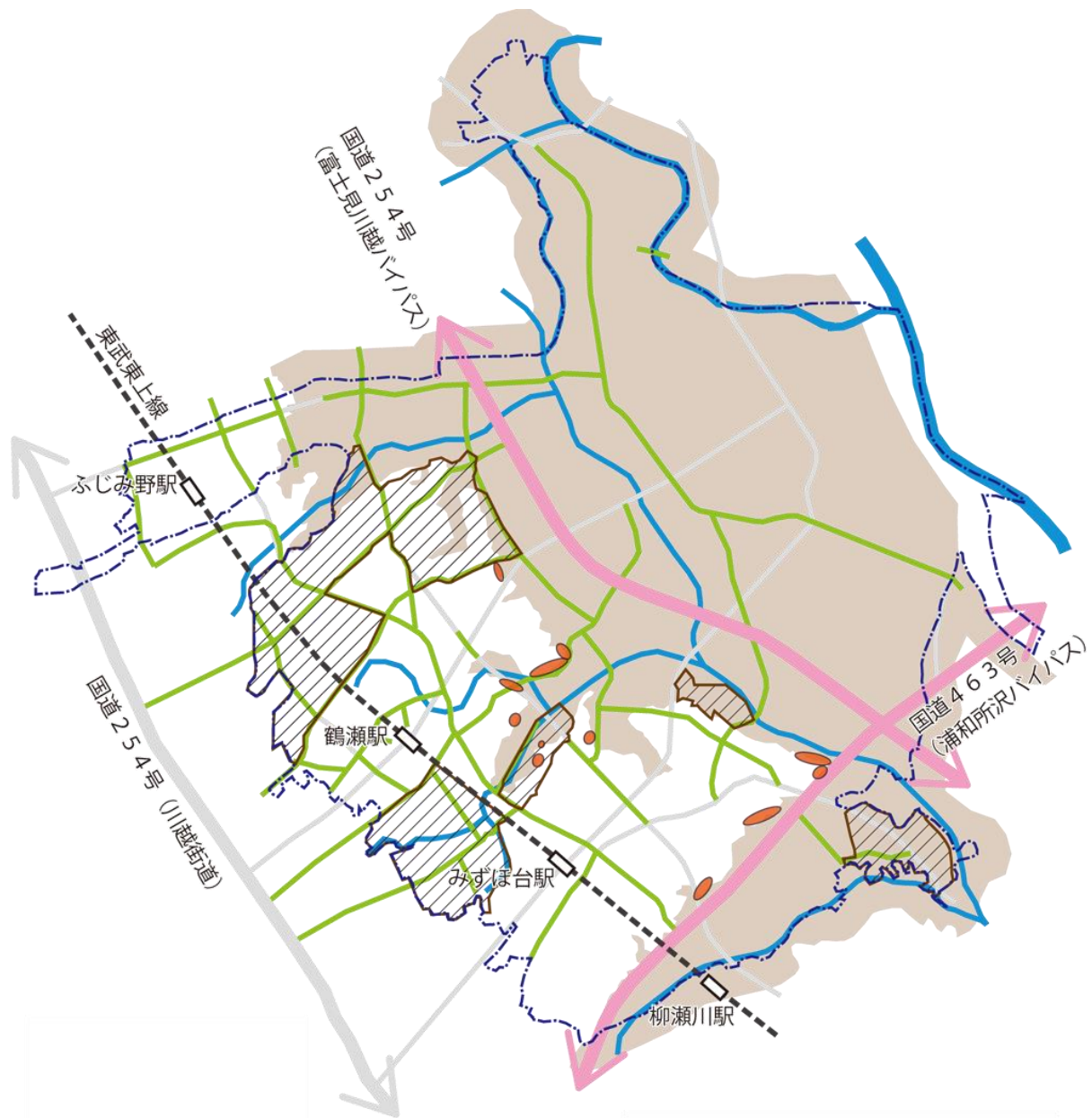
② 水害・土砂災害に強いまちづくり











- 水害・土砂災害の危険性が高い地域への居住の抑制を検討する。
- 水害のない生活環境を確保するため、下水道の整備を推進する。
- 優良農地を保全し、遊水機能を保持する。
- 水谷柳瀬川ゾーンのまちづくりにあわせた防災対策を検討する。

③ 防災インフラの整備と復興事前準備

- 延焼防止や緊急輸送のために幹線道路の整備を推進する。
- 安全な避難場所の確保や、避難路となる主要生活道路の整備を推進する。
- 災害からの復興まちづくりをスムーズに進めるために、復興事前準備を検討する。

●都市の防災に関する方針図



	密集市街地の整備・改善地区		第一次特定緊急輸送道路		広域幹線道路
	水害対策をすすめる地域		市緊急輸送道路		幹線道路
	土砂災害対策をすすめる地域				鉄道駅
					河川
					行政界 (市界)

6 景観形成に関する方針 **骨子**

(1) 課題

- 富士見市らしさを生み出す景観資源の発掘と新たな創出。
- 新しく開発された市街地には、地域のアイデンティティを感じる風格ある街並みの形成。
- 村時代からの背景を持つ旧来の市街地には、コミュニティの拠り所でもある歴史・文化を継続。
- 旧くからの住民と新しい住民との相互理解のもとに合意された富士見らしさの、これからの街並みへの生かし方。

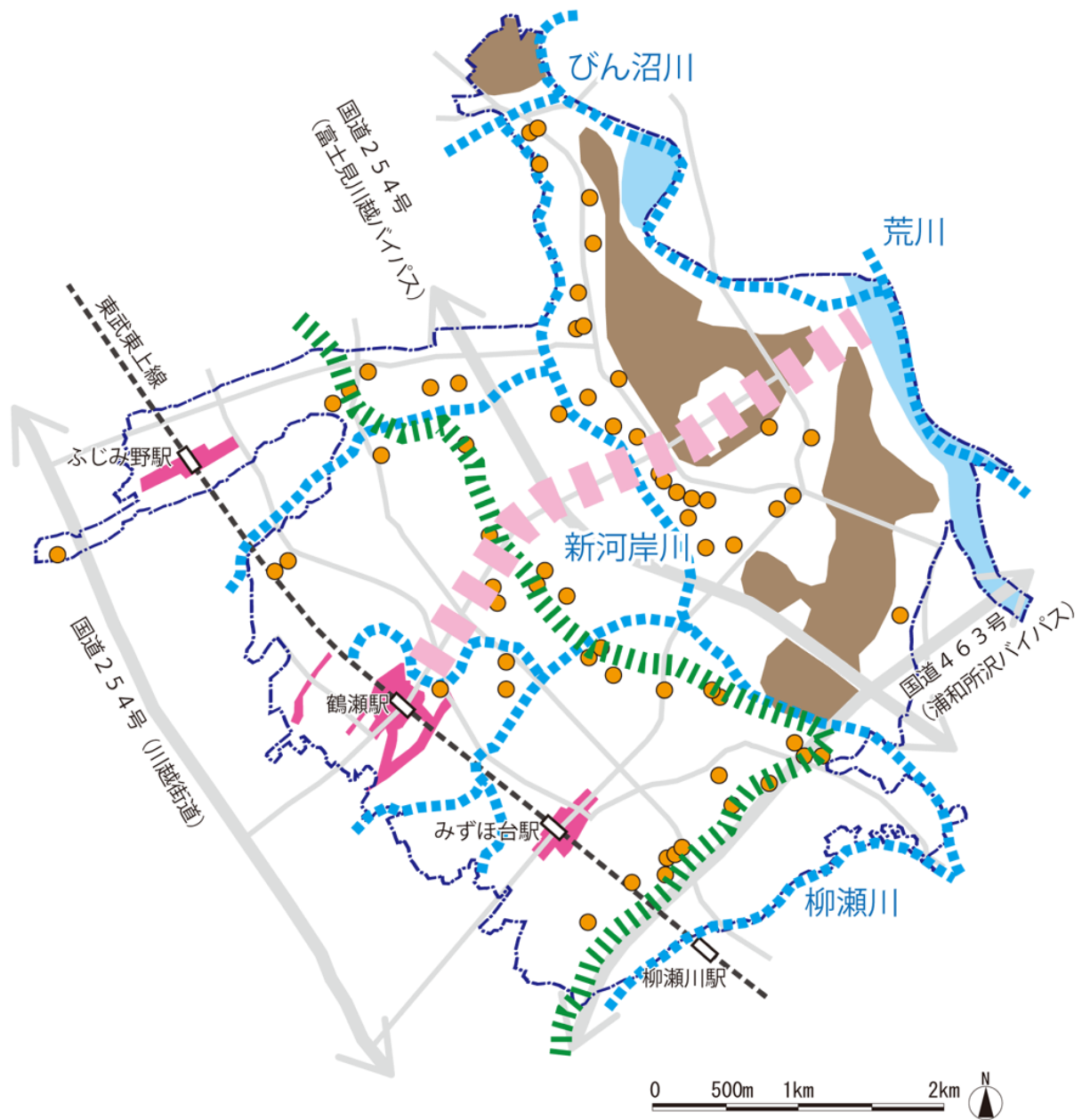
(2) 基本方針












- 河川沿いの親水空間、広がりのある田園風景、高台の端正な街並み、まちの玄関口、これらを貫いて富士山へと至る美しい風景を守り育てていきます。

(3) 個別方針

- 風格ある「まちの玄関口」となる駅前空間を形成する。
- 住宅地の街並みルールづくりを推進する。
- 田園地帯の富士山への奥行きを持つ眺望を保全する。
- 本市を代表するシンボルロードとなる都市交流軸沿いで良好な景観を形成する。
- 幹線道路沿いで良好な沿道景観を形成する。

●景観形成の方針図



	都市交流軸		風格ある地域の玄関口		広域幹線道路
	崖線		水辺環境保全地		幹線道路
	河川沿いの遊歩道		集团的農地		鉄道駅
			歴史資源		行政界 (市界)

第2章 地域別構想

1 (仮称)地区

2 (仮称)地区

3 (仮称)地区

4 (仮称)地区

5 (仮称)地区

6 (仮称)地区

7 (仮称)地区

第3章 計画の進捗管理